

浜松市総合教育会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、受付に申し出て、係員の指示を受けなければならない。

2 前項の受付は、傍聴希望者に対し、先着順に行うものとする。

3 傍聴席が満員の場合は入場することができない。

4 市長は、傍聴希望者に対し、傍聴を認めたときは、傍聴券（別記様式）を交付する。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、傍聴希望者及び傍聴者に対し、住所及び氏名を確認することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 器物等を携帯し、会議を妨害すると認められる者

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙すること。

(5) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(臨機の措置)

第6条 この規程に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、臨機の措置をとることができる。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

____年 ____月 ____日

受付番号 _____

傍 聴 券

会議名： _____ 年度 第 ____ 回 浜松市総合教育会議 _____

浜松市総合教育会議の傍聴に関する規程に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 傍聴に当たっては、次の行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食又は喫煙すること。
 - (5) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- 2 会議の運営上支障ある場合等、傍聴を禁止し、又は退場していただくことがあります。
- 3 上記のほか傍聴に関し係員の指示に従ってください。